

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 6 月30日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309
(PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド
(Nomura Fund Select - Strategic Income Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル建て 毎月分配型： 200億米ドル（約 2 兆1,950億円）を上限とします。

米ドル建て 年 1 回分配型： 200億米ドル（約 2 兆1,950億円）を上限とします。

豪ドル建て 毎月分配型： 200億豪ドル（約 1 兆6,680億円）を上限とします。

豪ドル建て 年 1 回分配型： 200億豪ドル（約 1 兆6,680億円）を上限とします。

（注 1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、平成28年 4 月 28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1 米ドル = 109.75円および 1 豪ドル = 83.40円によります。

（注 2）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況、3 投資リスク」の参考情報の更新のため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	() 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（Nomura Fund Select - Strategic Income Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2016年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	35,726,661	93.80
小計		35,726,661	93.80
現金およびその他の資産（負債控除後）		2,360,443	6.20
合計 （純資産総額）		38,087,105 （約4,180百万円）	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2016年4月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝109.75円および1豪ドル＝83.40円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2016年4月末日現在および同日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2015年5月末日	29,264,392	3,211,767,022	9.98	1,095	10.34	1,135	10.00	834	10.73	895
6月末日	28,569,605	3,135,514,149	9.84	1,080	10.21	1,121	9.85	821	10.61	885
7月末日	28,450,182	3,122,407,475	9.83	1,079	10.22	1,122	9.84	821	10.64	887
8月末日	29,123,088	3,196,258,908	9.72	1,067	10.12	1,111	9.72	811	10.55	880
9月末日	30,419,839	3,338,577,330	9.59	1,053	10.00	1,098	9.59	800	10.44	871
10月末日	31,357,960	3,441,536,110	9.70	1,065	10.13	1,112	9.69	808	10.60	884
11月末日	30,198,320	3,314,265,620	9.60	1,054	10.05	1,103	9.59	800	10.53	878
12月末日	37,849,354	4,153,966,602	9.40	1,032	9.86	1,082	9.38	782	10.35	863
2016年1月末日	35,818,289	3,931,057,218	9.36	1,027	9.85	1,081	9.33	778	10.34	862
2月末日	35,988,861	3,949,777,495	9.38	1,029	9.89	1,085	9.35	780	10.40	867
3月末日	37,477,508	4,113,156,503	9.57	1,050	10.11	1,110	9.53	795	10.64	887
4月末日	38,087,105	4,180,059,774	9.69	1,063	10.26	1,126	9.64	804	10.81	902

分配の推移

	1口当たり分配金							
	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年1回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年1回分配型	
	米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2015年5月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
6月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
7月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
8月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
9月	0.02	2.20	0.01	1.10	0.04	3.34	0.01	0.83
10月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
11月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
12月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
2016年1月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
2月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
3月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-
4月	0.02	2.20	-	-	0.04	3.34	-	-

設定来累計 (2016年4月末日現在)	0.58	63.66	0.02	2.20	1.16	96.74	0.02	1.67
------------------------	------	-------	------	------	------	-------	------	------

収益率の推移

期間	収益率（注１）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2015年５月１日～ 2016年４月末日	- 1.10%	- 1.06%	0.60%	0.65%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2013年	- 0.10%	- 0.20%	0.20%	0.20%
2014年	1.91%	2.00%	4.41%	4.39%
2015年	- 2.82%	- 2.95%	- 0.80%	- 0.86%
2016年	3.94%	4.06%	4.48%	4.44%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2016年については４月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2013年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2016年4月末日現在)



分配の推移

米ドル建て 毎月分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2015年12月	0.02
2016年 1月	0.02
2016年 2月	0.02
2016年 3月	0.02
2016年 4月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	0.58

米ドル建て 年1回分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2014年 9月	0.01
2015年 9月	0.01
設定来累計	0.02

収益率の推移 (暦年ベース) ※2013年は10月17日から、2016年は4月末日まで

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2016年4月末日現在)



分配の推移

2015年12月	0.04
2016年 1月	0.04
2016年 2月	0.04
2016年 3月	0.04
2016年 4月	0.04
直近1年累計	0.48
設定来累計	1.16

2014年 9月	0.01
2015年 9月	0.01
設定来累計	0.02

収益率の推移 (暦年ベース) ※2013年は10月17日から、2016年は4月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2016年4月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2016年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
1,637,175 (1,637,175)	210,800 (210,800)	2,071,625 (2,071,625)

米ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
552,540 (552,540)	416,110 (416,110)	926,270 (926,270)

豪ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
243,070 (243,070)	38,000 (38,000)	778,820 (778,820)

豪ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
126,600 (126,600)	8,430 (8,430)	334,910 (334,910)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2016年4月28日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.75円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

純資産計算書

2016年3月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 (取得価額 : 36,055,207米ドル)	2	35,245,422	3,868,185
銀行預金		2,032,048	223,017
為替先渡取引に係る未実現利益	13	335,129	36,780
設立費	2	21,994	2,414
資産合計		<u>37,634,593</u>	<u>4,130,397</u>
負債			
受益証券買戻未払金		47,700	5,235
未払費用	9	109,385	12,005
負債合計		<u>157,085</u>	<u>17,240</u>
純資産		<u><u>37,477,508</u></u>	<u><u>4,113,157</u></u>

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
豪ドル建て 毎月分配型 (豪ドル建て)	9.53	774,120 口	7,376,261
豪ドル建て 年1回分配型 (豪ドル建て)	10.64	303,910 口	3,235,087
米ドル建て 毎月分配型 (米ドル建て)	9.57	2,071,725 口	19,832,280
米ドル建て 年1回分配型 (米ドル建て)	10.11	943,070 口	9,537,095

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

発行済受益証券口数の変動表

2016年3月31日に終了した期間

豪ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	766,020
発行受益証券口数	33,100
買戻受益証券口数	(25,000)
期末現在発行済受益証券口数	774,120

豪ドル建て 年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	264,210
発行受益証券口数	39,700
買戻受益証券口数	0
期末現在発行済受益証券口数	303,910

米ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	1,146,425
発行受益証券口数	930,400
買戻受益証券口数	(5,100)
期末現在発行済受益証券口数	2,071,725

米ドル建て 年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	1,233,740
発行受益証券口数	35,130
買戻受益証券口数	(325,800)
期末現在発行済受益証券口数	943,070

[次へ](#)

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2016年3月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2013年8月2日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

（ ）2018年9月28日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または

（ ）払込日から3年経過後、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、または管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社が適切と考えるその他の理由（投資対象ファンドの破綻または終了を含むが、これらに限らない。）があった場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により

償還する。

各クラスは、払込日から3年経過後、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については5,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については5,000万豪ドルを下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（以下「投資対象ファンド」という。）のクラスF（ヘッジド）ユニット（以下「投資対象ファンド受益証券」という。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。したがって、ファンドは、投資対象ファンドのフィーダー・ファンドであり、受益証券の販売による手取金の全額を投資対象ファンドに投資する。

ファンドの資産の大部分は投資対象ファンド受益証券に投資される。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドのポートフォリオの運用成果の影響を受ける。また、ファンドの投資成果は、以下に記載する為替取引の影響も受けることとなる。

豪ドルクラスの受益証券については、（豪ドルクラスの受益証券の表示通貨である）豪ドルと（ファンドの表示通貨である）米ドルとの間の為替変動リスクを減少させるために、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約（以下「為替取引」という。）が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスの受益証券に帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみ）に帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

豪ドルクラスの受益証券は、為替取引を利用することで、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の関連する2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の費用となる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の利益となることが期待される。

為替取引は定期的に見直されるが、いかなる場合においても、為替取引が豪ドルクラスの受益証券の対米ドルの為替変動リスクを完全に排除するわけではない。

米ドルクラスの受益証券について為替取引は行われない。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) その他の投資ピークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ピークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券 1 口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2016年3月31日現在の為替レート：

1 米ドル = 1.30873 豪ドル

1 米ドル = 0.88152 ユーロ

設立費

ファンドの募集に関連する費用（受託会社および管理会社に対する当初設立報酬を含む。）は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は、3年を超えない期間で償却される。

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.25%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.70%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注9 - 未払費用

(米ドル)

投資顧問会社報酬	22,868
代行協会員報酬	64,001
管理事務代行報酬	9,144
保管会社報酬	2,745
受託会社報酬および管理会社報酬	1,828
現金支出費	913
専門家報酬	7,886
未払費用	109,385

注10 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、原則として、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格、当該クラスに帰属する純投資収益ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを考慮の上で、月次またはそれ以外の中間的な分配を行うことができる。また、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なそれ以外の資金から分配を行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある。

米ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎月5日（以下「月次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 年1回分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎年9月5日（以下「年次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

以下、月次分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」という。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。受益者は、豪ドルクラスの受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なることに注意するべきである。

2016年3月31日に終了した期間に、ファンドは総額325,518米ドルの分配を行った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注12 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された評価日時点における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。ただし、受益証券の購入申込書は、取引締切時間（下記で定義される。）までに受領されなければならない。投資者一人当たりの投資口数は100口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、当該クラスの受益証券の口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格の3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時（以下「取引締切時間」という。）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該クラスの表示通貨による支払いは、当該ファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日まで、あるいは（豪ドルクラスについては）もし6ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合はメルボルンの銀行営業日であるその直後のファンド営業日までにされるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日において受益者の希望により買い戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に請求する買戻し通知を送付することができる。買戻しの申込みは1口以上1口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とする。買戻し通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および/もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券1口当たりの買戻し価格は、買戻し通知が受領されたファンド営業日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻し手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの表示通貨建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から起算して6ファンド営業日以内もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の期間まで、または（豪ドルクラスの受益証券については）当該6ファンド営業日がメルボルンの銀行休業日であった場合にはその直後のメルボルンの銀行営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および／または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社と協議の上、買戻請求の金額を制限する、または当該買戻請求の受領を停止することができる。とりわけ、投資対象ファンドがその発行する受益証券の買戻しの停止を宣言するか、同種的手段を取ったことにより、ファンドがある買戻日において受領したすべての買戻請求を処理するために必要な受益証券の買戻しを行うことができない場合、管理会社は、受託会社と協議の上、そのファンド営業日において買い戻される各クラスの受益証券の数を管理会社が決定する数量および方法により制限することがある。

注13 - 為替先渡取引

注1に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2016年3月31日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
豪ドル	3,704,562	米ドル	2,654,456	2016年4月11日	174,764
豪ドル	1,619,127	米ドル	1,160,165	2016年4月11日	76,383
豪ドル	3,687,229	米ドル	2,755,245	2016年4月26日	58,791
豪ドル	3,700,761	米ドル	2,765,893	2016年5月10日	56,531
豪ドル	1,626,933	米ドル	1,215,710	2016年4月26日	25,940
豪ドル	1,627,420	米ドル	1,216,309	2016年5月10日	24,860
豪ドル	6,296	米ドル	4,636	2016年4月11日	173
豪ドル	7,148	米ドル	5,412	2016年4月26日	43
豪ドル	7,143	米ドル	5,412	2016年4月11日	43
豪ドル	6	米ドル	4	2016年4月11日	0
豪ドル	7	米ドル	5	2016年4月26日	0
豪ドル	7	米ドル	5	2016年4月11日	0
米ドル	11,440	豪ドル	15,476	2016年4月11日	(379)
米ドル	1,216,309	豪ドル	1,625,430	2016年4月11日	(25,052)
米ドル	2,765,893	豪ドル	3,696,236	2016年4月11日	(56,968)
					335,129

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

投資有価証券明細表

2016年3月31日現在

(米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ				
投資信託				
3,591,341	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカムのクラスF (ヘッジド) ユニッツ	36,055,207	35,245,422	94.04
		36,055,207	35,245,422	94.04
	ルクセンブルグ合計	36,055,207	35,245,422	94.04
投資有価証券合計		36,055,207	35,245,422	94.04

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2016年４月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,206万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年４月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、
１ユーロ＝124.12円によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2016年４月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約528億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	28	281,607,578.19 米ドル
		1	28,704,217.97 トルコリラ
		2	1,794,148.45 ユーロ
		16	7,294,319,384 円
		22	158,574,953.80 豪ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

（２）その他の訂正

訂正部分を傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

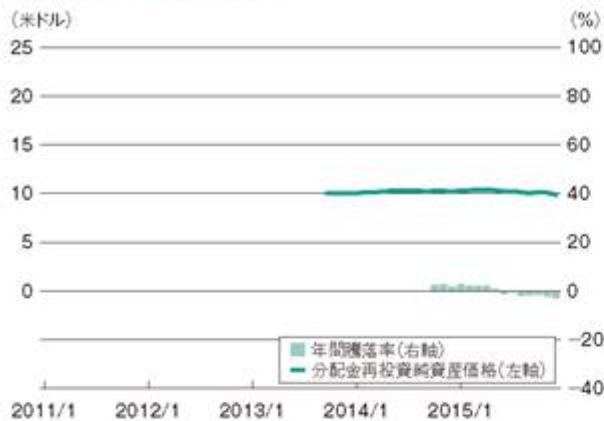
３ 投資リスク

参考情報

< 訂正前 >

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て 毎月分配型

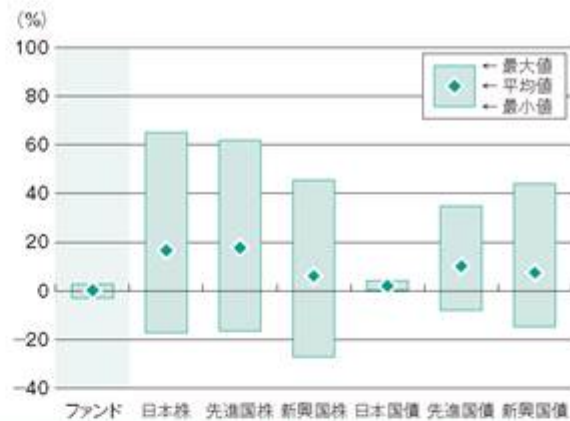


米ドル建て 年1回分配型

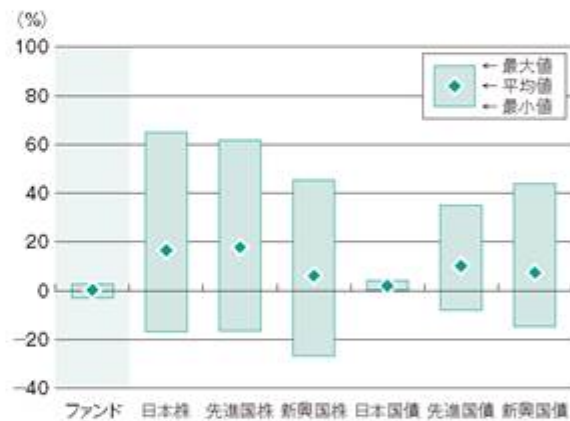


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.8	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-2.9	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	0.4	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.8	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-3.0	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	0.4	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2014年10月～2015年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2014年10月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て 毎月分配型

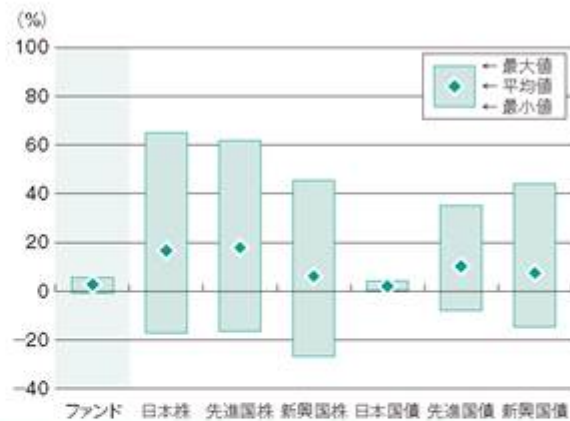


豪ドル建て 年1回分配型

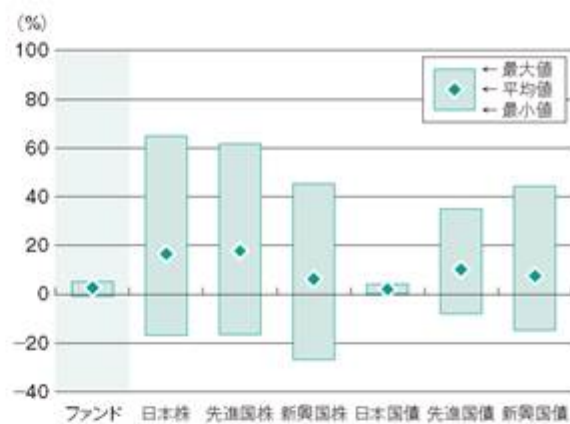


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.5	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-0.9	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	2.8	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.4	65.0	61.8	45.3	4.3	34.9	44.1
最小値(%)	-0.9	-17.0	-16.4	-26.9	0.4	-7.9	-14.6
平均値(%)	2.8	16.6	17.8	6.2	2.1	10.2	7.5

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 代表的な資産クラスについては2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点、ファンドについては2014年10月～2015年12月の期間の各月末時点の年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率は2011年1月～2015年12月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出、ファンドの年間騰落率は2014年10月～2015年12月の期間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

<訂正後>

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建て 毎月分配型

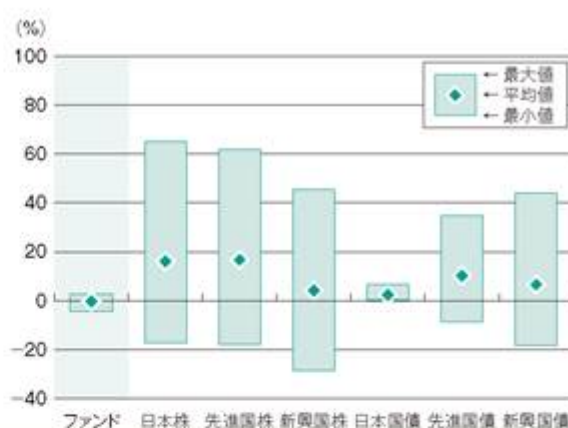


米ドル建て 年1回分配型

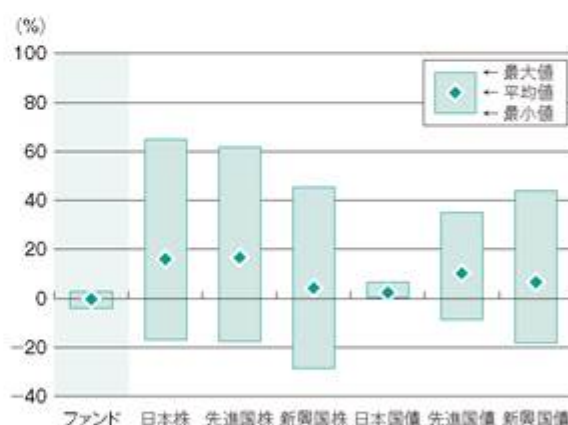


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2016年4月の期間となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.8	65.0	61.8	45.3	6.7	34.9	44.1
最小値(%)	-4.3	-17.0	-17.7	-28.6	0.4	-8.6	-18.1
平均値(%)	-0.3	16.1	16.7	4.2	2.4	10.3	6.6



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.8	65.0	61.8	45.3	6.7	34.9	44.1
最小値(%)	-4.2	-17.0	-17.7	-28.6	0.4	-8.6	-18.1
平均値(%)	-0.3	16.1	16.7	4.2	2.4	10.3	6.6

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2011年5月から2016年4月の5年間(ファンドは2014年10月から2016年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建て 毎月分配型

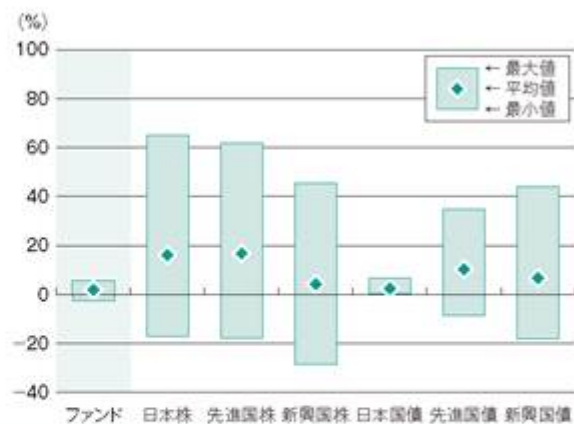


豪ドル建て 年1回分配型

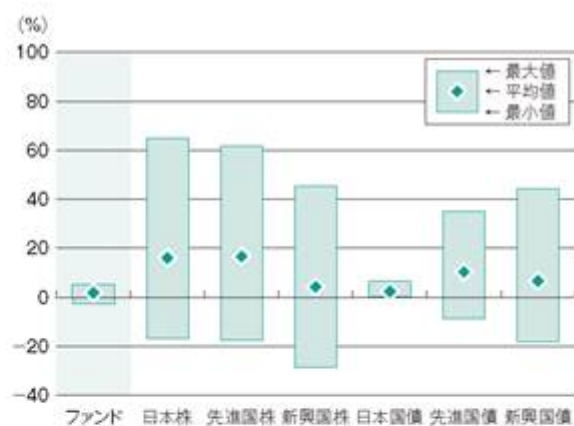


- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2013年10月17日に運用を開始したため、年間騰落率は2014年10月～2016年4月の期間となります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.5	65.0	61.8	45.3	6.7	34.9	44.1
最小値(%)	-2.5	-17.0	-17.7	-28.6	0.4	-8.6	-18.1
平均値(%)	2.0	16.1	16.7	4.2	2.4	10.3	6.6



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.4	65.0	61.8	45.3	6.7	34.9	44.1
最小値(%)	-2.5	-17.0	-17.7	-28.6	0.4	-8.6	-18.1
平均値(%)	1.9	16.1	16.7	4.2	2.4	10.3	6.6

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2011年5月から2016年4月の5年間(ファンドは2014年10月から2016年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。